



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

SMS で海外から送られてくる不審な請求に注意！

《相談内容》

スマホに SMS で「サイト料金の未納」というメールが届き、心当たりがないので無視をしていた。すると、「裁判を起こす」「強制執行する」といった内容の SMS が送られてくるようになった。調べてみると、いずれも海外の電話番号から SMS が送信されていた。どうしたらよいか。



《アドバイス》

(50歳代 男性)

メールの内容について、不特定多数に一齐に発信していると思われることから、返信したり、電話をしたりせずに一切無視するように助言しました。また、今後、身に覚えのない不審なメールや SMS が届いた場合は開かずに削除をするようにお伝えしました。

依然として、利用した覚えのない請求（架空請求）に関する相談が多く寄せられています。これらの請求は何らかの名簿を入手した悪質事業者が、不特定多数に根拠のない請求メールや SMS、はがき等を大量に送ったものと思われます。

自分からは絶対に連絡を取らないようにしましょう。

慌てて連絡を取ってしまうと、強迫的な請求をされたり、まだ知られていない個人情報を聞き出されたりしてしまう危険があります。

身に覚えのない請求は支払わずに、無視をしましょう。

お金を一旦支払ってしまうと、取り戻すことは困難となります。また、一度でも支払いに応じてしまうと、次々と請求をされる恐れがあります。

お困りの際には、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

生活情報ファイル

冬の暖房器具の事故に注意！

冬には欠かせない暖房器具ですが、毎年多くの事故が発生しています。誤使用や不注意による事故を防ぐために、次の点にご注意ください。



燃えやすい物の近くでは使用しないようにしましょう。

特に、衣類などはストーブやヒーターの近くでは乾かしたりしないようにしましょう。また、カーテンなどの可燃物からも十分に距離をとって設置し、外出や就寝の際には、必ず消火しましょう。

暖房器具に給油をする前には必ず消火をしましょう。

給油後は、給油口キャップをしっかりと締め、灯油が漏れないことを確認してから本体にセットしましょう。また、消費者庁やメーカーの HP など、お手持ちの製品がリコール対象になっていないかについても確認しましょう。

Q インターネット通販について述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

1. 届いたものが不良品であっても広告の返品に関する事項に「返品・交換不可」とある場合は対応を求めることができない。
2. 事業者は、申込みの確定をする1つ前の画面で、申込み内容を確認・訂正できる画面を用意しなければならない。
3. 商品を実際に確認できないことからクーリング・オフ制度が設けられている。
4. 「返品に関する事項」の表示がない場合は、返品することはできない。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトに注意！



有名なメーカーなどのWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格より大幅に安く商品を販売する模倣サイトに関するトラブルが増えています。

事例

家電メーカーの公式サイトを検索し、大幅に割引されていた掃除機をクレジットカード決済で購入しようとした。何度、決済しても受け付けてくれず、注文ができていないと思っていた。注文履歴を確認すると、6件が注文済みとなっていたが、注文完了メールなどは来ていない。サイトからキャンセルをしようとしたが、手続きができず、正規のサイトによく似せた、模倣サイトで注文したと気づいた。

商品が極端に値引きされている場合は安易に注文をしないようにしましょう。

通常の価格に比べて、あまりにも安く商品が販売されている場合は、模倣サイトの可能性が高いと思われます。また、その販売サイトのURLが公式サイトのもので異なっているなど、不審な点がないか十分に確認しましょう。

代金の振込先口座の名義が、事業者名や運営責任者など異なる場合は注意しましょう。

このような場合も、模倣サイトである可能性が高いため、安易に商品代金を振り込まないようにしましょう。また、事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている場合も注意が必要です。

少しでもおかしいと感じたときは消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

「試してみよう、消費者力！第9回」解答と解説⇒（正解—2）

不良品の場合は契約の目的を果たさないことから業者に対応を求めることができる。通信販売は自分からする取引で、訪問販売などのような不意打ち性がないためクーリング・オフ制度はない。「返品に関する事項」の表示がない場合は、商品が届いてから8日間は返品することができる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。